

会 議 録

会 議 の 名 称	第7回 環境審議会みどりの基本計画策定部会（第11期）		
開 催 日 時	平成29年（2017年）8月 17日（金） 15時00分～17時10分		
開 催 場 所	公園管理事務所会議室（大門公園内）	公 開 の 可 否	○可・不可・一部不可
事 務 局	環境部 公園みどり推進課 環境部 環境政策課	傍 聴 者 数	3 人
公開しなかつた理由			
出席者	委 員	田中晃代委員、上甫木委員、吉村委員、野村委員、廣田委員	
	事 務 局	河本環境部長、井藤環境部次長兼環境政策課長 中村公園みどり推進課長、三川主幹、樋上課長補佐、梅田技能主任	
	そ の 他	株式会社プレック研究所（委託事業者）	
議 題	1. 第2次豊中市みどりの基本計画の策定について (1)大阪府との事前協議における意見を踏まえた修正について (2)第6回策定部会及び第6回環境審議会の意見を踏まえた修正について (3)市民説明会の概要及び意見を踏まえた修正について (4)意見反映後の計画素案（本編）の確認について 2. その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

議 事 内 容

○部会長

それでは、次第に沿って議事を進めます。

1. 第2次豊中市みどりの基本計画の策定について

(1) 大阪府との事前協議における意見を踏まえた修正について

事務局より資料1について説明

○部会長

資料1について審議を行います。

○委員

意見の31番について確認です。都市公園法改定への対応は今後検討するとありますが、対応できる箇所は先に検討した方が良いと思います。農地の活用を市民農園や生産緑地のみではなく、防災面での活用など、多様な保全方法を取り入れていくことを前向きに検討していくこともあり得るのでしょうか。今後の予定を教えてください。

○事務局

本計画は10年間の方針を定める計画ですので、できる限り書き込めるように検討したいと考えています。今後、国や大阪府と個別の相談会が行われる予定になっているため、ここで具体的な指示等をいただき、内容案を提示したいと考えています。

○委員

できるだけ反映してもらいたい。例えば75ページの「農地の活用」は、今は市民農園としてしか示されていませんが、防災面での活用を併記することも考えられるのではないのでしょうか。様々な課題に対応できるよう窓口を広げた方が良いと思います。

○部会長

個別の相談会はいつごろ開催されるのでしょうか。

○事務局

9月か10月の予定です。2か月間で、国が大阪府と各市町村と相談会を行うのですが、具体的な日付はまだ確定していません。

○部会長

生産緑地地区について計画に反映するには、都市計画との連携も必要です。

○事務局

そのとおりです。都市計画課との調整も必要であるため、記載内容の検討に時間を要します。

○委員

服部緑地について、豊中市のみどりの基本計画の中にどこまで位置付けるのでしょうか。大阪府は、服部緑地の名称について厳密に修正指示を出していますが、具体的に何が違うのでしょうか。服部緑地は大阪府の管理地域であっても市内の大規模な緑地であるのは疑いのない事実であり、豊中市のみどりの基本計画を考えるのであれば緑地を記載しないことはありえないと思います。服部緑地の保全や活用について大阪府と折衝する場面はあるのでしょうか。

○事務局

市内にある大阪府が所管する公園について、豊中市も連携を図る必要があると思います。服部緑地公園地区と服部緑地地区という名称に関する大阪府の発言の趣旨は、正式名称に改めてほしいというものです。服部緑地は正式名称で公園とはつきません。

○委員

大阪府が管理運営する服部緑地は、公園として利用できる範囲以外も、緑地地帯があれば服部緑地地区に含まれるのでしょうか。

○事務局

すべて服部緑地の範囲に含まれます。

○委員

服部緑地でも緑地地帯と公園を区別する名称は無いのでしょうか。

○事務局

全体で服部緑地であり、区別した名称はありません。

○委員

緑地に関して大阪府と豊中市が役割分担などの話し合いをする機会は無いのでしょうか。

○事務局

資料1の27番の意見対応に記載していますが、大阪府と各市町村が集まる大阪都市公園協議会という場があり、この場で服部緑地についても話し合いをしています。

○委員

箕面も名称に公園はつかないのですか。

○事務局

つきます。大阪府営の公園で、箕面公園という名称です。

○委員

名称に公園がつく場合とつかない場合の明確な基準があるのでしょうか。

○事務局

公園の名称は大阪府の条例の中で定められています。

○委員

服部緑地公園という呼び方は、豊中市の中では自然に使われていますが、大阪府が服部緑地公園ではなく服部緑地だと強く言うことに何か意味はあるのでしょうか。

○事務局

緑地という名称ですが、公園であることに何も変わりはありません。

○委員

市内に大きなエリアを占めている服部緑地が大阪府の管理下であり、豊中市の管理外というのは不自然だと思います。豊中市も中核都市である今、服部緑地についてあまり具体的に触れられておらず、その理由は大阪府の管理下だからというのは疑問です。

○委員

基本的にみどりの計画には、市で作る計画と府で作る計画があります。府のレベルでは市域をまたぐ河川の緑地帯など広域にわたるので府で定められています。府の計画に基づき、市の緑地計画が作られます。府のレベルでまず全体の骨格を作ることは当然重要です。このような関係であるため、府の取組みと市の取組みの内容の整合性をとる必要はあると思います。

○委員

ふれあい緑地は運輸省が管轄だったと思いますが、豊中市が中核都市になったことを受けて管理運営を豊中市に移管しました。服部緑地も豊中市の中で大きな存在なので、もう少し豊中市が関与できると良いと思います。

○委員

実質的な活用は市の関与が大きいと思います。服部緑地は非常に歴史があるので様々な考え方があろうかと思います。

○委員

時代が変わってきています。箕面公園も大阪府の管轄ですが、最近箕面川周辺で京都のよう

に川床が出るようになりました。10年くらい前に私は川床を出せないのかと打診したことがあったのですが、大阪府の管轄であるため箕面市としては何ともしようがないと回答を受けました。それが、橋本知事の時に川床を出すことが認められました。服部緑地に関してもあれだけの規模で憩いの場として使われていて、かつ、みどりの基本計画や環境審議会に取り上げていく中で、様々なアクションを起こすことを想定すると、今から少しずつ管理運営の管轄や役割分担について協議すると良いと思います。

○事務局

今後の検討とさせていただきます。

○委員

法改正により、都市公園法も大きく改正されました。都市公園を適切に使いながら管理費を捻出する考え方にシフトしています。大阪府の管理ではありますが、市民の声として、里山をもっと活用したい、広場を活用したい、などの意見を挙げていけば実質的に市民のための公園の形が出てくると思います。それができるように計画書の書き込み方は検討しても良いと思います。もっと自由度がある表現を入れていただきたい。

○部会長

ありがとうございます。今後検討していただきたいと思います。

(2) 第6回策定部会及び第6回環境審議会の意見を踏まえた修正について

資料2について事務局より説明

○部会長

資料2について、審議を進めます。

○委員

10番の意見について、86ページのエコロジカル・ネットワークの具体施策の記載は、複数ある具体施策のうちかなり文章の量が多くなっています。見出しが抽象的であり、文章の量が多いので、読むのが大変な印象を受けます。記載内容を見ると、中核地区や回廊地区などのまさにエコロジカル・ネットワークを示した上の3つの項目と、普及啓発などについて示した下2つの項目とはトーンが違うと思います。同じ基本施策には違いないと思いますが、上3つの項目と下2つの項目を分けて、2つの具体施策にすると読みやすい印象に代わると思います。

○部会長

他の委員の方のご意見はありますか。

○委員

環境基本計画では、生物多様性について、特定外来種の問題などを別の施策で記載しています。そのため、委員のおっしゃるとおり、分けると理解しやすいと思います。一方、この段階で項目を増やすとなると事務局が困ると思いますので、良く考える必要があります。

○事務局

生物多様性保全には啓発も大事であるというご意見もいただき、一つの施策にまとめた経緯がありますが、改めてより良い方向に検討させていただきます。

○委員

具体施策の数を増やさないための提案ですが、具体施策6番と7番が、ヒメボタルの生息地や島熊山という固有な場所の保全として内容が共通するので、一定の拠点を保全するという観点でまとめられると思います。

○事務局

施策について、場所の保全と啓発を分けて示す方法は当初考えていたものです。また、ヒメボタルの生息地と島熊山緑地は拠点になる場所であるため具体施策を個別にした経緯があります。これまでの経緯と委員のご意見も踏まえて、内容を検討させていただきます。

○委員

私は、ヒメボタルと島熊山緑地は特に取り組む場所として認識できるように、別の具体施策

として示す方法を支持します。

○部会長

具体施策のまとめ方については、事務局の方で再検討していただくこととします。他に意見はありますか。

○委員

意見対応表の１４番、体制が図に表現できていないという意見に対応して図４４を修正していますが、修正した図では環境審議会やアジェンダ２１、市民との連携や関係性が見えてきません。推進体制は、実施体制や評価体制を示すものであり、PDCAを実施する主体との関係も書く必要があります。

○部会長

図４３に加筆するというご意見でしょうか。

○委員

６章を包括する図を１つ作ると良いかもしれません。

○委員

それが推進体制だと思います。

○事務局

図４３は、市民と事業者、行政の連携も表していますが主に役割を示しています。６章をまとめる図を作るよりは、PDCAの進行を回す中で市民の存在が見える表現を入れた方が良いのかとも思いました。

○委員

そうだと思います。連携を図りながら計画を推進するというのは、いわゆるPDCAサイクルを回すことでもあります。例えば、豊中市の庁内連携とは、環境審議会などを巻き込むとのことですが、この辺りは環境審議会という体制があることを書いただけです。それだけで良いのか気になります。

○部会長

図４３は役割、図４４は連携体制について、環境審議会との関係性を明確にした体制を表現する必要があるとのご意見でしょうか。

○委員

少なくとも環境審議会やアジェンダ２１などとの関係性は整理する必要があると思います。

○委員

事業者とは一般の会社を指すのでしょうか。植木屋などのみどりに関する事業者に限られるのでしょうか。

○事務局

植木屋なども含めた市内の企業を意味します。

○委員

ここに記載された事業者がどのように組織されているのか不明です。私は民間事業者の代表としてこの会議に出席していますが、この事業者がどのようなものか見えてきません。

○部会長

市民と言えば個人を指すと思いますが、事業者となると組織も含まれると思います。

○委員

会社側との意見を交換する場などを設ける機会はあるのでしょうか。

○事務局

１４８ページに書いてあるのは多様な主体が連携する場であり、環境審議会や豊中みどりの

交流会などに事業者が参加しているイメージです。

○委員

会社として参加しているのでしょうか。会社として参加しているのと個人で参加しているのは全然意味合いが違います。個人も多くは会社に属しています。会社として参加する流れは定まった仕組みがあるのでしょうか。

○事務局

会社にも参加してほしいと呼びかけています。実際に会社として、みどりに関する取組みに参加していただいている例もあります。

○部会長

例えば、商店などの個人事業主から苗木を提供していただいたこともあると思います。

○委員

商工会の中にも建築部会などのいろいろな部会があります。事業者の中に様々な事業の代表組織があり、各社の組織がどのように参加するかが示されていません。また、そのような組織が無いのであれば作る必要があり、あるならもっと機能するように仕掛ける必要があります。行政は庁内連携と書かれていますからわかりますが、事業者の関係部局と言っても、企業の環境部会などの団体があるのかわかりません。それぞれの企業だとしても、その企業の中で環境部会をやるから来てほしいとなっても現実的にできないと思います。

○部会長

計画書に示されているのは概念です。

○委員

概念だとしてもその下に具体論が見えません。

○委員

全体の体制の中でアジェンダ 2 1 がどこに関わっているのかと同じで、事業者がどういう関係で全体の中に位置付けられているのかを図として示す必要があると思います。また、図 4 3 の役割の図に体制が混ざったため、混乱したのだと思います。図 4 3 は市が期待する市民の役割や事業者に期待することが主なテーマですので、期待や役割だけを示すのに収めておき、推進体制の図は、全体を包括するもので、事業者の位置付けや進行管理の位置付けなどを整理した方がわかりやすいと思います。

そのうえで私が気になったのは 1 4 8 ページの 1 行目にある「市民や事業者、行政が担うべき役割を果たす」という文書です。ここは「期待するべき役割」という文脈なので、「担うべき役割」と言い切ってしまうと良いのか疑問です。また、同じページの 4 行目の「豊中市環境審議会や豊中みどりの交流会」は、例としてはわかりますが、位置付けが違う二つの組織を並列して書いて良いのかも疑問です。

5 章までに「市民参加や市民との協働」という表現を多く用いていますが、6 章では「協働」の一步手前の「連携」という表現にされています。前後の整合が取れなくなるのであれば、6 章では進行管理や役割を示すことに特化した方が良いと思います。

○委員

市民とは町内会などの組織も含んでいるのでしょうか。

○委員

そう思います。

○委員

それなら、どのような組織があるのか挙げた方が良いでしょう。

○部会長

町内会、婦人会など多数あります。

○委員

それらの組織は市民全員をカバーできているのでしょうか。

○部会長

全員ではありません。

○委員

ここに示した市民とは、一人ひとりの市民のことでもあり、町内会や自治体などの組織も含めての市民だと思います。事業者も、おそらく会社1つ1つも、商工会や商工会の中の部会なども含めたものだと読めます。

○部会長

豊中市の場合、自治会の加入率は50%を下回ります。そのため、自治会と書くと加入していない人はどうなるのかという話になります。ここではそれほど具体的に示すのは難しいのではないのでしょうか。

○委員

商工会も同じです。市内にある事業所は1万3千から1万5千くらいですが、商工会に入っていない人の方が圧倒的に多く、10～15%の加入率です。

○部会長

具体的に事例を出すのは、選定が難しいのではないのでしょうか。

○委員

市民や事業者をどのような概念で書いているのかによります。

○委員

行政という言葉も豊中市だけを指しているわけではないと思います。大阪府も何らかの形でこの行政の中に含まれているという、言葉の概念であると読めます。

○委員

それだと何も言っていないことと同じです。

○部会長

行政計画なので、役割分担は行政について細かく書かれていますが、市民や事業者は具体的に書けない部分もあるかと思います。今日の意見を踏まえて事務局にて再度検討してもらうこととします。連携体制についてはもう少し充実して示すようにしてください。

○委員

今の図を生かすのなら推進体制という表現を直した方が良いと思います。

○事務局

図43の各主体の役割と図44の連携体制図を見直します。また、「担うべき役割を果たす」という表現についても検討します。

○委員

「目指すべき推進体制」とするのはいかがでしょうか。「べき」は言い過ぎかもしれませんが、推進体制となるともう少ししっかりした表現が必要だと思います。

○部会長

様々な意見をいただいたので、これらを基に表現を改めて事務局にて検討してもらうこととします。他にご意見が無いようでしたら次に移ります。

(3) 市民説明会の概要及び意見を踏まえた修正について

資料3、資料4について事務局より説明

○部会長

市民説明会が3地区で実施され、計画素案も閲覧資料としていただきました。市民説明会の会場で回答されていない質疑もありますが、結果を公表する予定はあるのでしょうか。

○事務局

市から回答をしていない質疑については、意見として伺う事で質問者の了承を得ており、市民説明会の質疑内容の公表は行いません。

○部会長

それではすべて納得していただいたと理解してよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

河川のみどりに関する13番の質問に対応して、「生き物の生息空間に配慮した維持管理など、河川のみどりの保全について示しています。」と記載がありますが、計画素案の87ページの具体施策9番には、具体的な河川毎の取組み内容が示されており、河川全体の「生き物の生息空間」に対する施策と読むことが難しいと思います。

○事務局

ご指摘のとおりです。具体施策の内容を見直します。

○部会長

他に意見はありませんか。

○委員

2か所あります。4番の意見ですが、青池について市民から質問があり、水質調査などの一定の保全対策が行われていると回答していますが、これは具体施策のどれに該当する取り組みか教えてください。また、8番の意見にある原田井水路は、歴史的な価値がありポテンシャルが高い水路であるならば、具体的な施策に盛り込めなくても、例えばみどりの配置方針や地区別の構想などに記載することができないでしょうか。

○事務局

1点目の青池について、青池自体が公園ですので、「公園緑地の保全管理」の中でとらえていただきたいと思います。

○委員

具体施策の1番と理解してよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。また、ため池について記載がある具体施策11番も関連します。原田井水路を全体図に示すのは難しいのですが、地域別の現況としては余地があると思いますので検討させていただきます。

○委員

1点目の質問について再度質問させていただきます。今の回答だと青池に限らず公園内にある池に関しては具体施策1番で書いており、公園と公園以外にあるため池については、具体施策11番に書いてあるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○委員

3番目の服部緑地に関する意見ですが、計画素案への反映の考え方で「服部緑地、猪名川公園を除く市が管理する緑地・公園の面積を示しています。」とありますが、これは具体的にどこに示された数字を言っているのでしょうか。

○事務局

本編の24ページです。

○委員

24ページの表2の公園・緑地面積は、服部公園、猪名川公園を抜いているのでしょうか。

○事務局

抜いています。服部公園、猪名川公園も追加した数値は、表の下に別途記載しています。

○委員

25ページの図10と合わせてみると混乱すると思います。図10は、府営公園と市営公園との表現を変えた方が良いと思います。

○委員

服部緑地は緑地で、猪名川公園を公園と言うのはなぜでしょうか。

○事務局

凡例にも記載していますが、公園の種別が異なります。服部緑地については都市計画緑地、猪名川公園は総合公園のため、そのように呼びます。

○委員

図10は、服部緑地と猪名川公園だけ固有名詞を示すだけでも良いかもしれません。あと、14番目の市民の意見に対して具体的に回答できていないと思います。

○事務局

14番の意見ですが、本市全域が都市計画区域のため、一定の開発は避けられないと思っています。しかし、できる限りのみどりを増やしていくことを計画に盛り込んでいると回答させていただきます。

○委員

わかりました。生垣より小規模な緑化を求める15番目の意見はとても大切な指摘だと思います。会場での市の回答は「小規模な緑化を助成対象とすることを検討する予定」とありますが、このことは具体施策19に反映されているのでしょうか。

○事務局

具体施策19の1つ目の項目に「生垣緑化助成金の制度を対象の幅を広げる」と記載しています。具体的にはこれからの検討になりますが、生垣というハードルの高い緑化でなくてもプランターにおける緑化など小規模な緑化も対象としていくことを想定します。この考えについてはすでに記載してありましたので、修正を加えず原案とおりとさせていただきます。

○委員

この文書ではそのように読めません。生垣だけではなく、小規模で市民の目に触れる緑化に対しても助成の対象として検討するのであれば、趣旨がわかるように表現を加えると良いと思います。

○事務局

書き方を検討させていただきます。

○委員

16番の意見は「民有地のせせらぎの費用を補助してほしい」とありますが、面白い意見だと思います。せせらぎや親水機能は、防災機能にもなるので、可能性が広がりそうです。例えば自分の庭に池を作り、そこに生物が来るようになると、緑化の規模としては小さくても非常に価値があるので、助成対象としても良いと思います。実際の制度化は多くの検討が必要ですので、これは参考意見として聞いていただければ結構です。

○委員

14番の環境配慮指針に関する質問について、会場での市の回答は「具体施策18「環境配慮指針に基づく緑化」をはじめとする様々な施策により、みどりの確保に努めます。」とありますが、本編90ページの該当箇所を見ると「ヒートアイランド現象の緩和に資する緑化を推進します。」とあり、回答との趣旨と違うと思います。環境配慮指針にどう書いてあるのかにもありますが、90ページの文言を修正するのが本来の対応だと思います。

○事務局

ご意見のとおりだと思います。具体施策の文書は環境配慮指針に書かれている内容から引き抜いたものかもしれませんが、ヒートアイランド現象の緩和だけに資する緑化を推進するものではないため、修正します。

○部会長

ありがとうございます。多くの意見をいただきました。市民意見を受けて修正が加わったものもあり、非常に良いことだと思います。他に意見等が無いようでしたら次に移ります。

(4) 意見反映後の計画素案（本編）の確認について

資料5について事務局より説明

○部会長

資料5について、審議を進めます。

○委員

地域別構想の中に地域ごとに「主な取組み」の記載があり、概ねどの地域にも「街路樹の保全」を具体的な道路の名称と合わせて示していますが、この道路の場所が「みどりの配置方針図」の中に示されていません。例えば、118ページの北東部地域の「3. 連続性や水面のあるみどりの保全や育成」に記載された「新千里北町1号線」の場所が示されていません。

○事務局

「みどりの配置方針図」には、3章の配置方針の中で明示されている場所を示しているため、街路樹に関しては、花とみどりの名所に関する場所以外は示していません。配置方針ではなく、現況の方には記載できると思いますので、掲載方法を検討します。

○委員

例えば128ページの中部地域では図に道路名が示されています。市民としては具体的な場所を地図で示してあると、わかりやすいと思います。

○事務局

いずれかの図に入れるように検討します。

○委員

質問と意見があります。まず、6ページについて質問です。対象とするみどりの表示が、施設緑地と地域制緑地に分かれています。一般家庭の庭や敷地、企業の敷地などはどこに該当するのでしょうか。

次に、計画目標のみどりに関するイベントの参加者数について、以前は単年度の目標値が示されていましたが、今回は10年間の累計値となったため、毎年の進行管理はどのようにしていく予定か教えてください。また、この進行管理の方法は、今の時点で考えておくのか、それともいずれ審議会で決めるのでしょうか。

また、100ページの保全配慮地区ですが、以前、民有地が対象であるため刀根山高校は保全配慮地区に入れないと事務局から説明がありました。それならば、対象は民有地であるという記載を盛り込むと良いと思います。

図23の保全配慮地区位置図の大阪大学、刀根山病院において新たなエコロジカル・ネットワークの形成が示されています。この新たなみどりのエコロジカル・ネットワークの形成が該当する北部地域、中北部地域の「主な取組み」に「具体施策5. エコロジカル・ネットワークの形成」を記載すると良いと思います。地域別ではすべての具体施策を取り上げない方針ではありましたが、ここは特記してはいかがでしょうか。

また、質問ですが、150ページに計画の進行管理について公表すると記載されていますが、モニター指標の評価結果も公表するのでしょうか。

資料編の24ページのモニター指標は、同じモニター指標が複数の具体施策にまたがって示されているものがあるのですが、評価も重複するのでしょうか。また、エコロジカル・ネットワークのモニター指標は、資料編に示されている指標よりも、直接的にエコロジカル・ネットワークを評価できる、みどりの量や質の指標が入ってこないのか疑問です。

最後に用語解説に対する意見です。助成制度の設置者や年号の書き方、制度の内容のみ説明したものや制度の意図も記載されているものなど、記載内容に差があるので統一してください。

○事務局

後にいただいた意見から順に回答させていただきます。用語解説はご指摘のとおりですので、記載内容を見直します。

モニター指標は、基本施策、具体施策ごとに数値化して評価を行う予定です。この施策体系の並びで評価しますが、重複する指標の考え方などは今後の検討課題です。

次に、エコロジカル・ネットワークのモニター指標は、みどりの量などを示すべきではないかという意見がありましたが、実際は緑被率やみどり率も指標になり得ると考えますが、これらは計画目標としているため、モニター指標としての再掲は行っていない。

保全配慮地区で示した「新たなエコロジカル・ネットワーク」の形成について、地域別の構想の「主な取組み」に追加してはどうかというご意見については、全域に係る具体施策は、基本的に地域別の主な取組みの中では掲載しないルールで作成しています。ただし、ルールに合わなくても特記して書いても良いというのであれば、改めて検討したいと思います。

100ページの、民有地を保全配慮地区としていることを追記する事については、項目の一番下の※印の文書に記載済みです。

計画目標のみどりに関するイベント参加者数については、以前、環境審議会で質問を受けた記憶があります。これは、10年間の累計値を年毎に平均し、毎年進行管理を行う事を考えています。

最後にみどりの区分ですが、企業の敷地のみどりや民有地の庭などのみどりは6ページの民間施設緑地に該当します。

○委員

2点質問があります。100ページの保全配慮地区について、※印の文書に記載した「…地区は除きます。」という一文ですが、刀根山高校は、この例示のいずれに該当しますか。

○事務局

具体的に刀根山高校を例示していません。

○委員

「民有地」と「公有地」の言葉を避けているのかもしれませんが、表現が遠回しであるのが気になります。

○事務局

検討させていただきます。

○委員

計画目標であるみどりに関するイベント参加者数についての年毎の目標は、5年後に評価をする際には、目安線が折れ線のようになるイメージで良いでしょうか。

○事務局

線の引き方について具体的に議論はしていないのですが、徐々に増加するのではなく、年毎に平均したものを5年間で達成できるのが理想です。

○委員

目標値が累計15万人ですから、年毎に足していくのでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○部会長

他にご意見はありませんか。最後に事務局からその他をお願いします。

2. その他

○事務局

9月20日水曜日の環境審議会において部会長から環境審議会へ、本計画の策定にあたっての意見を取りまとめたものを報告いただく予定です。その報告の資料を審議会前に委員の皆様へメールで送らせていただきますので、内容について、確認いただくようお願いいたします。

次回策定部会の日程について、パブリックコメント実施後の1月中旬ごろの実施を予定しています。改

めて日程調整を行いますので、よろしくお願いいたします。内容は、パブリックコメント結果について審議を行う予定です。

○部会長

他にご意見がないようでしたら本日はこれで終わりにします。長時間ありがとうございました。

以 上